

人権それは愛

災害と人権 ～震災から5年を迎えて～

地震と津波、それに伴う原発事故の影響により未曾有の大災害となった東日本大震災から節目となる5年が経過します。その間、政府、企業、NPO、ボランティアからの支援と努力により、インフラや経済の復旧がなされてきました。また、平成28年1月現在、全国で約17万8000人、埼玉県内では約5100人の方が住み慣れた故郷を離れ、避難を余儀なくされています。震災などによる被害は、今もなお現実のものとして存在しているのです。

そして、この5年の間にも我が国は、昨年9月の関東・東北豪雨など多くの災害に見舞われました。災害においては、発生直後には生命そのものが大きな危険にさらされ、続いて、避難所での要配慮者や女性への配慮などが課題となり、また、東日本大震災においては原発事故での風評被害、被災者に対するホテルでの宿泊拒否やいじめなどのように、デマや情報不足を大きな原因とした重大な人権侵害が発生しました。

災害と人権には密接な関係があり、災害時に人権を守るためには、ふだんから一人ひとりが人と人とのつながりの重要性を認識し、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。節目となる今こそ、東日本大震災の復旧・復興は道半ばにあることを認識し、これまでの5年間を振り返ることを通じて、災害と人権について再認識する時ではないでしょうか。

主管課 人権・男女共同参画推進課
教育委員会生涯学習課

閩地域医療課 ☎973-562

「燃えるごみ」「資源物」の収集時間が一部変わります

市では、効率的にごみ収集を行うため収集経路の一部見直しを行いました。その結果、4月1日から「燃えるごみ」「資源物」について、ごみの収集時刻が一部変更となります。

引き続き、ごみ出しは朝8時までお願いいたします。また、ごみの分別にご協力ください。
閩リサイクルプラザ ☎976-5375

平成28年度集合狂犬病予防注射と登録

狂犬病予防注射は、毎年1回行うことが狂犬病予防法で義務づけられています。下記の集合狂犬病予防注射会場または動物病院で受けてください。生後91日以上の犬が対象です。

日時	9:30~10:30	11:30~12:30	14:00~15:00
4/11(月)	大杉公園(大杉518)	平方浅間神社(平方3604)	沼田第二公園(平方南町16)
4/12(火)	大道香取神社(大道94)	千間台第四(噴水)公園(千間台西3-3-32)	下間久里香取神社(下間久里1226)
4/13(水)	大沢地区センター駐車場(大沢2-10-40)	荻島南部地区自治会館(石神井神社)(西新井314)	西体育館駐車場(七左町4-223)
4/14(木)	蒲生地区センター駐車場(登戸町33-16)	南越谷第二公園(南越谷4-25)	南体育館駐車場(川柳町4-20)
4/15(金)	増林地区センター駐車場(増林3-4-1)	南百ふれあい公園(東町2-132-1)	大相模不動尊駐車場(相模町6-442)
日時	9:30~11:00	13:00~14:30	
4/18(月)	市立図書館駐車場(東越谷4-9-1)	荻島地区センター駐車場(南荻島190-1)	
日時	9:30~10:30	11:30~12:30	14:00~15:00
4/19(火)	弥十郎公園(弥十郎163-1)	北部市民会館西側恩間第二公園(恩間187-1)	宮本町マルサン公園(宮本町3-92-1)
4/20(水)	北越谷第二公園(北越谷2-28-1)	住吉新生自治会館北側公園(大房1194-16)	中央市民会館東側広場(越ヶ谷4-1-1)

〔注意事項〕
 ・犬には必ず引き綱(リード等)と首輪を付け会場を外れないようにしてください
 ・会場でのふんや尿の処理にご協力をお願いします
 ・狂犬病予防注射は、動物病院でも受けられます。費用等については各動物病院へお問い合わせください
 ・会場で、犬の転入手続きはできません
 閩越谷市保健所生活衛生課 ☎973-7532

**本人通知制度を
ご利用ください!**

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍証明書等を本人以外の第三者に交付した場合に、その事実を文書でお知らせする制度で、事前登録が必要です。

個人情報漏えいする被害を早期に食い止めるため、1人でも多くの方の登録が重要です。この制度により、ご自身の情報を守るだけでなく、不正取得そのものを行いたくない環境にすることが出来ます。

なお、住民票の写しや戸籍証明書等は法令に基づき、正当な理由がある場合は第三者でも交付請求することが出来ます。

〔登録できる方〕 越谷市に住民登録している方および本籍地が越谷市にある方

〔申請窓口〕 市民課、北部・南部出張所(郵送申請も可能)

〔必要書類〕 ①本人確認書類(運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カードなど) ②委任状(代理の方がお越しになる場合)

閩市民課 ☎963-9126

**看護学生に
修学資金を貸与します**

〔対象者と条件〕 次の①～④のすべてに該当する方。①看護師(准看護師は除く)または助産師の養成施設に在学していること ②本人が市内に居住もしくは市内の養成施設に在学しているか、または市内に居住している連帯保証人がいること ③養成施設を卒業した後、直ちに市内医療機関において看護業務に従事する意思があること ④他の修学のための資金の貸与を受けていないこと

〔貸与人数〕 20人程度
〔貸与額〕 月額8万円以内(修学に要する額)。無利子

越谷市自治基本条例推進会議

「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」報告書を提出

2月17日、越谷市自治基本条例推進会議(佐々木一彦会長)から、高橋市長に自治のまちづくりに向け提言をまとめた報告書が手渡されました。



▲推進会議の佐々木一彦会長(写真・中央)と石崎一宏副会長(写真・左)から高橋市長に報告書が手渡されました

同推進会議では、自治のまちづくり推進のために平成26年から2年間、延べ11回の会議を重ね、協働の推進や支援のあり方についての現状と課題などを踏まえ提言をまとめました。

詳しい内容は、企画課(第二庁舎3階。3月14日(月)から本庁舎2階)、情報公開センター(本庁舎2階)、市ホームページ等でご覧になれます。
閩企画課 ☎963-9112

固定資産縦覧帳簿の縦覧

越谷市の固定資産税の納税者(免税点未満の方を除く)は、縦覧期間中、固定資産縦覧帳簿により市内の固定資産の価格を無料で見ることができます。

〔期間〕 4月1日(金)～5月31日(火)(土曜・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分
 〔場所〕 資産税課(第三庁舎3階)
 〔縦覧できる方〕 固定資産税の納税者またはその代理人(所有者が亡くなった場合は相続人)
 〔必要なもの〕 本人確認ができる証明書等(法人の場合は本人確認ができる証明書等と代表者印)。代理人は委任状。相続人は相続を証明する戸籍謄本等

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産の所有者(免税点未満の方も含む)は、課税台帳(名寄帳)の写しを閲覧制度により受け取ることができます。縦覧期間中に、ご自身の資産についてご確認ください。また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

〔期間〕 通年
 〔場所〕 資産税課(第三庁舎3階)、北部・南部出張所
 〔閲覧できる方〕 固定資産の所有者本人またはその代理人、相続人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)等
 〔手数料〕 縦覧期間中のみ無料(ただし借地人・借家人は有料)
 〔必要なもの〕 縦覧帳簿の縦覧の場合と同じ。なお、借地人・借家人は借地・借家契約書等が必要

閩資産税課 ☎963-9147